

「LEC 工藤シェフの本試験献立表道場」講義教材 (RL13196) から
第45回社労士試験【選択式】厚生年金保険法 空欄CからEが**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13196 p.134~135

□019 死亡の届出(国年法105条4項ほか)

→ 戸籍法の規定による死亡の届出義務者がその旨を届け出なければならない(※3)。

(※3)厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、その者の死亡の日から7日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受ける被保険者又は受給権者の死亡を確認することができるため、死亡の届出を行う必要はない。

…<図表略>…

なお、厚生年金保険法においては、受給権者が死亡したときには、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、10日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

的中!

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題
【選択式】 厚生年金保険法 【空欄CからE】

2 受給権者が死亡したときは の規定による死亡の届出義務者は、 日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、 の規定による死亡の届出をした場合(受給権者の死亡の日から 以内に当該受給権者に係る の規定による死亡の届出をした場合に限る。)はこの限りでない。

解答 → ①戸籍法
解答 → ②10日
解答 → ①7日